

医療安全管理の指針

平成16年10月1日
周防大島町立東和病院医療安全管理委員会

1. 医療安全管理指針の目的

この指針は、医療事故の予防・再発防止対策ならびに発生時の対応など当院における医療安全管理体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 医療安全管理に関する基本的な考え方

(1) 医療安全管理に関する基本姿勢

当院の医療安全管理活動においては、「人間はエラーを犯すもの」という観点に立ち、医療事故を起こした個人の責任を追及するのではなく、医療事故を発生させた医療安全管理システムの不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していくことを主眼とする。また、「常に医療事故を絶対に防ぐのだ」という強い信念のもと、患者に信頼される医療サービスの提供と医療の質の向上を求めていくことを当院の医療安全管理の基本姿勢とする。こうした基本姿勢をベースにした医療安全管理活動の必要性、重要性を全部門及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

(2) 医療安全管理の具体的な推進方策

① 医療安全管理体制の構築

医療事故予防並びに事故発生時の緊急対応について、院内全体が有機的に機能するシステムとして整え、一元的で効率的な医療安全管理体制を構築する。さらに、医療安全意識の醸成と具体的な予防・再発防止策に資するため、医療事故やインシデントの情報収集、分析・評価、対策立案を的確に行う体制を構築する。当院における医療安全管理に関する基本的な考え方や個別事業に対する予防・再発防止策の周知徹底のため、職員全員を対象とした教育・研修を計画的に実施する。事故発生時には、患者の安全確保を最優先するとともに、事故の再発防止策を早期に検討・職員に周知徹底する。

3. 医療安全管理体制の構築

(1) 医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）の設置

医療安全管理に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど医療安全管理活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な「委員会」を設ける。

(2) 医療安全管理委員会の委員

原則として委員会の委員は、病院長、総看護長、常勤医師、薬剤師長、事務長、その他委員会が必要と認める者とし、医療安全の総括管理を行う。委員長は、病院長が任命した常勤医師とする。

(3) 委員会の所掌業務

①医療安全管理対策の検討および推進に関すること。②医療事故・インシデント等の情報収集に関すること。③医療事故・インシデント等の分析及び対策立案に関すること。④医療安全管理対策のための職員に対する指示に関すること。⑤医療安全管理対策のための啓発、教育、広報および出版に関すること。⑥その他医療安全管理に関すること。

(4) 委員会の開催

委員会は、原則、毎月1回開催する。また臨時委員会を開催することができる。開催は、委員長が決定する。

(5) 委員会の下部組織

委員会は、医療安全管理活動を実効性のあるものにするため、委員会の下部組織に医療安全管理小委員会を設置する。

4. 医療安全管理のための院内報告制度

(1) 委員会は医療事故の予防・再発防止に資するため、医療事故並びにインシデント報告を制度化し、その収集を促進する。

(2) 委員会は、報告書からエラー発生の要因を把握し、リスクの重大性・予測の可否、システム改善の必要性等の分析・評価を行う。

(3) 委員会は、上記の分析・評価に基づき、適切な事故予防策ならびに再発防止策を立案・実施する。

5. 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

委員会は、医療安全管理に関する基本的な指針や医療事故予防・再発防止の具体的な方策について職員に周知徹底すること、および医療事故発生時の職員召集など緊急事態対応への習熟を目的とした職員研修・訓練について計画し定期的に（年2回）開催する。

6. 医療事故発生時に関する基本方針

医療事故が発生した場合は直ちに救命処置に最善を尽くし、速やかに上司へ報告し指示を仰ぐ。同時に病院長、該当部署の責任者は医療安全対策委員長へ連絡をし、患者家族に連絡をする。連絡を受けた医療安全対策委員長及び病院長と連絡を取りながら手順に沿って介入する。

7. 本指針の閲覧に関する基本指針

本指針は、事務室で保管し、患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。

8. 患者からの相談への対応に関する基本方針

当院では、患者中心の安全で質の高い医療の実現に向け、患者・家族からの相談窓口は事務室に設けている。患者・家族等からの相談のうち、インフォームドコンセントや苦情なども含め医療安全に関する内容については、医療安全対策委員会と連携し解決を図る。

9. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

(1) 本指針は、病院長、医療安全管理委員長等を通じて、全職員に周知徹底する。

(2) 医療安全管理委員会は、本指針の見直しが必要と認めたときは、議事として取り上げ、検討するものとする。

(3) 本指針の改定は、医療安全管理委員会の決定により行う。